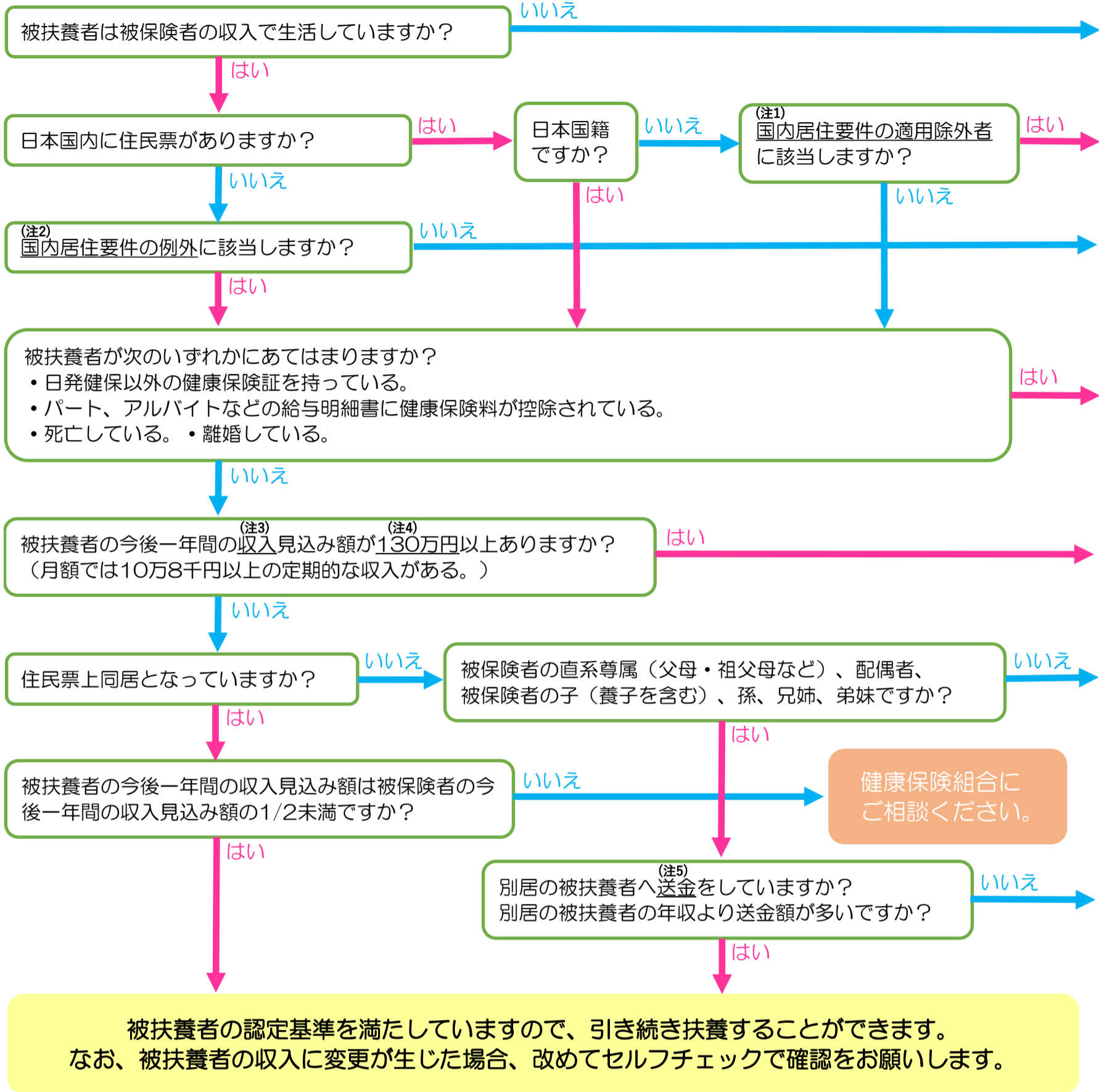


セルフチェックスタート

※被扶養者1人ずつセルフチェックをしてください



被扶養者の認定基準を満たしていないため扶養から外れます。被扶養者届(減員)を提出してください。

【注記】
(注1) : ①日本の国籍を有さず、医療目的で来日する者及びその者の日常生活の世話をする者
②日本の国籍を有さず、一年を超えない期間に滞在し、観光・保養の活動を行う者
(注2) : ①外国において留学をする学生
②海外赴任する被保険者に同行する者
③海外赴任中に身分関係の変更により新たな同行家族とみなすことができる者(②と同等と認められる者)
④観光・保養やボランティアなど就労以外の目的で一時的に日本から海外に渡航している者
⑤その他日本に生活の基礎があると認められる特別な事情があるとして保険者が判断する者
(注3) : 収入には、給与収入や老齢年金などのほかに通勤費や障害年金、遺族年金などの非課税収入も含む(日本以外の国から受給の年金なども含む)
(注4) : 60歳以上またはおおむね厚生年金保険法による障害厚生年金を受けられる程度の障がい者は次の金額とする
・年額180万円(月額にすると15万円以上の定期的な収入)
(注5) : 配偶者及び子以外への送金は、現金書留または金融機関を利用し、第三者がみても送金の事実が確認できるようにする
送金証明の提示を求められたときにいつでも応じられること(提示ができない場合、認定を取り消す場合があります)